

週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）

令和6年8月

茨城県土木部検査指導課

茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領（以下「要領」という。）第5条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、一般土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

記

1 本基準の対象

積算基準及び標準歩掛（土木編）に基づき予定価格を算定のうえ土木部が発注する週休2日制促進工事を対象とする。

2 経費補正等の実施について

(1) 発注者指定型の場合

- ・当初発注の予定価格算定において、3による経費補正等を実施する。
- ・現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。

(2) 受注者希望型の場合（※要領第5条第2項に基づき限定的に適用）

- ・契約後の受発注者協議により週休2日での施工が決定した場合、3による経費補正等を設計変更時に実施する。
- ・現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、経費補正は行わない。

3 経費補正等の基準

(1) 経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。なお、市場単価方式・土木工事標準単価による積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、別紙1・別紙2に示す補正係数を乗じるものとする。

現場閉所日確保率	100%以上
労務費に対する補正係数	1.04
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.03
現場管理費率に対する補正係数	1.05

(注) 積算システムでは、「11. 週休制度補正区分」において、「4週8休以上（月単位）」を選択する。

イ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\text{現場閉所日確保率(\%)} = \frac{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した現場閉所日のうち現場閉所した実績日数 (※1)}}{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した現場閉所日の総日数 (※2)}} \times 100 (\%)$$

※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。

※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総日数。4週8休制（月単位）の場合は対象期間の月単位で設定した28.5%（2／7）の総日数（2／7未満または2／7を超えた現場閉所日）は設定しないこと。

附則

この基準は、令和元年6月17日以降入札公告等をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和2年10月1日以降起工決議をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和3年4月1日以降起工決議をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和3年7月1日以降起工決議をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和4年10月1日以降起工決議をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和5年4月1日以降起工決議をする週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和6年8月1日以降起工決議をする週休2日制促進工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補正係数 現場閉所 (月単位)
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.03

【完全週休2日制の場合】

(参考) 現場閉所日確保率の計算例

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 工事着手	4 工事	5 工事	6 雨天休工	7 工事	8 現場閉所 ◎ ●
9 現場閉所 ◎ ●	10 工事	11 工事	12 工事	13 工事	14 工事	15 現場閉所 ◎ ●
16 現場閉所 ◎ ●	17 工事	18 工事	19 雨天休工	20 工事	21 工事	22 現場閉所 ◎ ●
23 現場閉所 ◎ ●	24 工事	25 工事	26 工事	27 工事	28 工事	29 年末年始休暇
30 年末年始休暇	31 年末年始休暇					

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1 年末年始休暇	2 年末年始休暇	3 年末年始休暇	4 年末年始休暇	5 年末年始休暇
6 年末年始休暇	7 工事	8 工事	9 工事	10 雨天休工	11 工事	12 現場閉所 ◎ ●
13 工事 ●	14 工事	15 工事	16 工事	17 工事	18 振替閉所 ◎	19 現場閉所 ◎ ●
20 現場閉所 ◎ ●	21 工事	22 工事	23 工事	24 工事	25 工事完成	26
27	28	29	30 完成検査	31		

◎: 現場閉所できた日

10日

●: 工事着手から工事完成
までの土・日の総日数

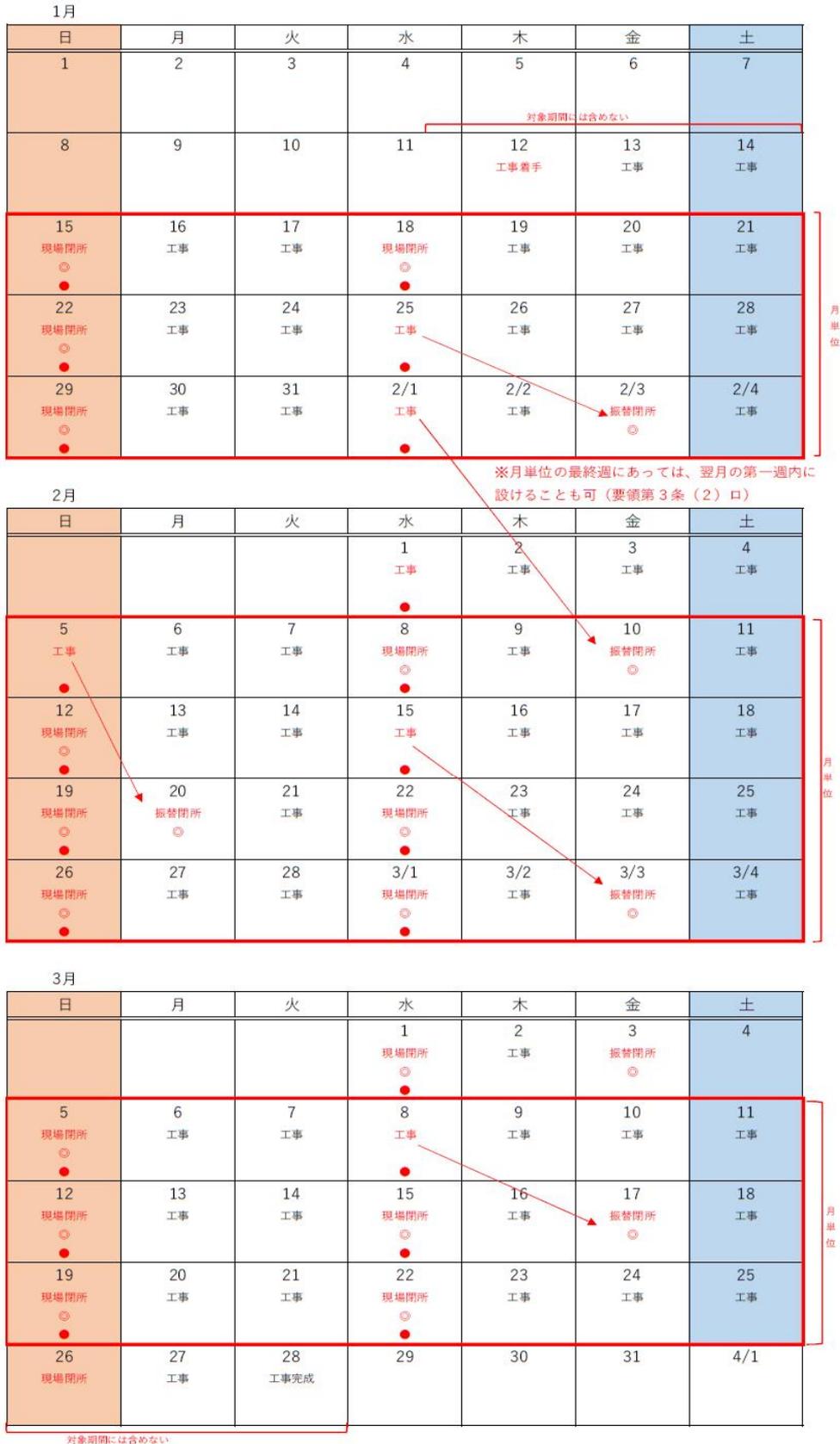
10日



100%確保

【4週8休制の場合】（月単位）

（参考）現場閉所日確保率の計算例



○一般土木工事における「受注者希望型」の場合の特記仕様書例 (※要領第5条第2項に基づき限定的に適用)

(週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下、本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(以下「要領」という。)第5条第1項(2)に規定する受注者希望型を適用する。

2 週休2日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制(月単位)のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

3 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制(月単位)の場合は、月単位で28.5%(2/7)の日数を現場閉所日とすること。

(2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。)また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施すること。

5 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

6 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8休制(月単位)のみ、(1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等)

8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率等に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)による。

現場閉所日確保率	100%以上
労務費に対する補正係数	1.04
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.03
現場管理費率に対する補正係数	1.05

※市場単価方式(土木工事標準単価)による積算にあたっては、「週休2日制促進工事における

経費補正等基準（一般土木工事編）」（公表）に示す補正係数を乗じる。

9 完全週休2日制に取り組んだ場合、工事成績評定について評価する。

○一般土木工事における「発注者指定型」の場合の特記仕様書例

（週休2日制での施工について）

第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」（以下、本条において「週休2日制促進工事」という。）であり、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（以下「要領」という。）第5条第1項（1）に規定する発注者指定型を適用する。

2 受注者は、要領第2条に規定する週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制（月単位）の場合は、月単位で28.5%（2/7）以上の日数を現場閉所日とすること。

（（2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

3 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制（月単位）の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施すること。

5 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

(2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、(1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等）

7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、労務費に1.04、機械経費（賃料）に1.02、市場単価方式（土木工事標準単価）による積算に「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」（公表）に示す補正係数、共通仮設費率に1.03、現場管理費率に1.05の補正係数を乗じているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」（公表）による。

8 完全週休2日制に取り組んだ場合、工事成績評定について評価する。